

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 平成二十九年介護支援専門員実務研修受講試験の実施
- 【公告】
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
 - 平成二十九年製菓衛生師試験の実施
 - 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

健康推進課

障害福祉課

長寿社会課

”

県民生活交通課

”

生活衛生課

耕地課

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

かえで薬局

総社市三須一三四一三

平成二十九年四月二十五日

井原第一クリニック

井原市高屋町一二七番地の一

平成二十九年五月一日

仁徳会訪問看護ステーションのぞみ

総社市駅前一丁目六番一号

平成二十九年五月一日

◎岡山県告示第二百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所まーる

2 所在地

総社市門田二九四―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四七三

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型Apple

2 所在地

笠岡市神島三六二八番地一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人天神会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市神島三六二六番地七

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇三八八

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

トラストワークス

2 所在地

津山市二宮六四〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人トラストワークス

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮六四〇番地

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇四一七

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援A型事業所ファースト

2 所在地

真庭市福田二七九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ファーストメディカル

2 主たる事務所の所在地

真庭市上河内四一〇番地二

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 事業所番号

三三一―四〇〇二七三

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

スキダマリンク

2 所在地

津山市林田二九番地二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人スキダマリンク

2 主たる事務所の所在地

津山市林田二九番地二二

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇八一三

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第二百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

社会医療法人清風会 日本原病院

2 所在地

岡山県津山市日本原三五二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会医療法人清風会

2 所在地

岡山県津山市日本原三五二

三 廃止年月日

平成二十九年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一六五一

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第二百七十五号

平成二十九年介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十九年十月八日（日曜日）午前十時から

二 試験場所

岡山大学津島キャンパス（岡山市北区津島中一―一―一）

三 受験申込書の受付期間

平成二十九年六月十九日（月曜日）から同月三十日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

四 受験資格

1、2若しくは3の期間が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上のある者又は4の期間が通算して十年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が千八百日以上のある者とする。

1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

2 イからニまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（3において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（3のイにおいて「老人福祉施設」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（3のイにおいて「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定す

る身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条の補装具製作施設及び同法第三十三条の盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項の福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項の知的障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（3のイにおいて「障害者支援施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ハ 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、障害者総合支援法第五条第十六項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者

ニ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十五項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従業者

3 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（4において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（4において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七の老人福祉センター及び同法第二十条の七の二の老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

4 3のイ又はロに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間

五 受験手続及び提出書類

受験申込書に実務経験証明書その他受験資格に応じた必要な書類を添えて、各県民局健康福祉部へ持参すること。この場合において、平成二十八年度において行われた岡山県介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）を受験した者が、平成二十九年度において行われる試験を受験するときは、平成二十八年度において行われた試験の受験票又は試験結果通知書を提出することにより、実務経験証明書の提出に代えることができるものとする。

六 受験手数料

八千六十円（相当額の岡山県収入証紙により納付すること。なお、消印をしないこと。）

七 試験方法

試験は、筆記試験により行う。

八 試験の範囲

1 介護保険制度に関する基礎的知識

2 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術

3 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術

4 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

九 特別措置の実施

身体に障害等のある者については、障害の種類及び状態に応じて特別な措置をとる場合があるので、この特別な措置を必要とする者は、身体障害者等受験特別措置申請書に必要な書類を添えて、各県民局健康福祉部へ持参すること。

十 合格発表

受験者全員に直接通知する。また、合格者については、受験番号を岡山県保健福祉部長寿社会課のホームページに掲載する。

十一 受験要項及び受験申込書の配布

受験要項及び受験申込書は、平成二十九年五月十七日（水曜日）から同年六月三十日（金曜日）まで岡山県保健福祉部長寿社会課、各県民局健康福祉部等で配布する。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

十二 その他

試験について不明な点は、岡山県保健福祉部長寿社会課（電話〇八六一二二六一七三二六）又は各県民局健康福祉部へ問い合わせること。

〔二四六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人倉敷骨を守る会

三 代表者の氏名

長谷川 徹

四 主たる事務所の所在地

倉敷市松島五七七

五 定款に記載された目的

この法人は、倉敷地区における骨粗鬆症治療ならびに脆弱性骨折予防に関する診療・研究を発展向上させ、地域住民の健康寿命延伸・QOL向上を図ることを目的とする。

〔二四七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年四月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アグリ・エカロー

三 代表者の氏名

妹尾 全郎

四 主たる事務所の所在地

倉敷市北浜町一番二九―二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二四八〕製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定による平成二十九年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成二十九年八月二十五日（金曜日）十時三十分から十二時三十分まで
- 2 場所 岡山県総社市窪木一一一 公立大学法人岡山県立大学

二 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 製菓理論及び実技に関すること。
- ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定（五

1(6)において「技能検定」という。）に合格した者は、試験科目のうち6の免除を受けることができ、当該免除を受けた場合の試験時間は、一1にかかわらず、十時三十分から十二時までとする。

三 受験資格

次のいずれかの条件を満たす者であること。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の日（昭和四十一年十二月二十六日）において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、三年を超えて菓子製造業に従事したものの

四 受験願書受付期間

持参による場合は、平成二十九年六月十二日（月曜日）から同月十九日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、同月十二日（月曜日）から同月十九日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参により提出すること。ただし、平成二十八年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千五百四十円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類（三二に該当する者に限る。）

一通

(4) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書（製菓衛生師養成施設在学中の者は、一年以上かつ製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第十八条第一号イの必修科目の授業時間数（千二十時間）以上を履修した旨の証明書）又は製菓業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真（上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を貼り付けること。

(6) 技能検定の合格証書の写し（二のただし書に該当する者に限る。） 一通

2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先へ持参又は郵送等により提出すること。ただし、平成二十八年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 平成二十九年九月十三日（水曜日）九時、岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班（電話〇八六一二二六一七三三五）に問い合わせること。

3 郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。また、受験願書等は、六一の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

〔二四九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

宮下西新開水路（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

平成二十九年五月九日から同月三十日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔二五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前五九―二、六〇―一、五九―一地先道

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目一―五三―一八 サン・クォーレー〇一

野口 敏史

三 許可番号

岡山県指令建指第二八八号